

改正

平成25年12月27日条例第56号

令和元年9月30日条例第32号

別表第2（第10条関係）

会議室使用料

使用区分\時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後10 時まで	午前9時から午後10 時まで
会議室A	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円
会議室B	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円
会議室C	2,200円	3,000円	3,000円	8,200円
会議室D	2,200円	3,000円	3,000円	8,200円

備考

- 1 附属設備の使用料は、規則で定める。
- 2 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの間時間は料金を徴収しない。
- 3 会議室の利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合の使用料の額は、当該使用料の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、各会議室を利用するに当たって、商業宣伝行為等を主たる目的として利用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合であっても当該使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料（2種類以上定められているときは、その最高額をいう。以下同じ。）の額が1,000円を超え2,000円以下のとき 100分の20
 - (2) 入場料の額が2,000円を超え5,000円以下のとき 100分の50
 - (3) 入場料の額が5,000円を超えたとき 100分の100
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。